

# 運動部活動に関わる活動方針

昭島市立拝島中学校

校長 乙幡 英剛

本校では、スポーツ庁のガイドラインや都の方針、並びに昭島市教育委員会の方針を踏まえ、平成30年10月1日に「運動部活動に関わる活動方針」を策定しました。

本方針は、拝島中学校における運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動を以下の点に重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施することを目指します。

## 【本方針策定の趣旨】

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、運動部顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいものです。

一方で、部活動以外の放課後や休日の過ごし方も含めた多様な経験を積む機会や、効率的に時間を使えるように科学的トレーニングを取り入れた効果的な練習の必要性、さらには、「学校における働き方改革」の中で部活動指導時間が課題となっている現状を踏まえ、運動部活動のあり方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

本方針では、以下の点を重視して取り組みます。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

## 1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

(2) 指導・運営に係る体制の構築

① 部活動指導員並びに部活動指導補助員の活用

本校では、毎年度、「運動部活動に関わる活動方針」を策定します。

各運動部活動では、本校の活動方針に則り、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、学校のホームページに掲載するなどして公表します。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

### (1) 適切な指導の実施

- ① 「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。
- ② 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」等を踏まえ、熱中症は未然に防止できることや、生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを十分に認識した上で指導を行います。また、「熱中症予防運動指針」等を参考に、生徒の健康管理を適宜適切に行うとともに、熱中症警戒アラートの発令を注視し、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛するなどの適切な判断をします。活動する場合には、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど柔軟に対応するとともに、水分補給や休息を励行し、適切に対策を講じます。

## 3 適切な休養日の設定

### (1) 休養日

- ① 学期中は、週あたり2日以上休養日を設けることを原則とします。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えます。）
- ② 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを原則とします。

### (2) 活動時間

- ① 1日の活動時間は、準備や片付け等の時間を除き、長くとも学期中の平日では、2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことを原則とします。② 試合等の場合は、2－(1)適切な指導の実施を徹底し活動することを原則とします。